

9 理解促進研修・啓発事業実施要領

(1) ノーマライゼーション推進事業

(目的)

第1条 ノーマライゼーション推進事業（以下「推進事業」という。）は、障がい者等が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい等の理解を深めるための研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

(実施の委託)

第2条 市長は、推進事業の実施を、社会福祉法人その他市長が適当と認めるものに委託することができる。

(内容)

第3条 推進事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ノーマリー教室

市内の小・中学生等を対象とした教育活動、福祉教室の実施および一般企業や町会等を対象とした障がい者への理解を深めるための福祉教室を実施する。

(2) 事業所等訪問

地域住民が障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮知識や理解を促す。

(3) 障がい者週間記念行事

障がい者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた「障害者週間」にちなみ、記念行事を開催し、地域住民を対象にノーマライゼーション理念の啓発を図る。

(4) 会報の発行

地域の住民への推進事業の周知やノーマライゼーション理念の普及のため、活動状況や関連情報を掲載した会報を作成し、関係者へ配布する。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 障害者のふれあい交流事業

(目的)

第1条 障がい者のふれあい交流事業（以下「交流事業」という。）は、障がいのある人とない人が、屋外でのレクリエーションなどを通して、ふれあいと交流を深め、障がい者の見識を広め、社会参加を促進するとともに、障がい者に対する理解を深めることを目的とする。

(実施の委託)

第2条 市長は、交流事業の企画、運営等を、社会福祉法人その他市長が適当と認めるものに委託することができる。

(実行委員会)

第3条 交流事業を円滑に実施するため、実行委員会を設置する。

2 実行委員会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1) 障がい者団体
- (2) ボランティア団体
- (3) 事業委託先
- (4) 市
- (5) その他市長が必要と認める団体等

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、交流事業の実施に必要な事項は、実行委員会に置いて決定する。

(3) 手話出前講座事業

(目的)

第1条 手話出前講座事業は、手話出前講座（以下「講座」という。）を通じ、市民への手話の普及・啓発を図り、手話に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 講座を開催することのできる対象者は、函館市内に在住または在勤する概ね10名以上の者で構成された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）・団体・グループ等（以下「市民団体」という。）とする。

(講師等)

第3条 講師は函館聴覚障がい者協会が認めた者および函館市専任手話通訳会計年度任用職員とする。

また、手話通訳者は函館市手話通訳者および要約筆記者等派遣事業で登録されている者とする。

(開催日時等)

第4条 講座の開催日時は、市民団体の希望を考慮し、市が決定するものとする。

2 講座の開催時間は、一回の開催につき、午前10時から午後9時までの時間帯のうち、概ね90分以内とする。

3 開催場所は、函館市内とし、市民団体が用意し設営する。

(申し込み等)

第5条 講座を開催しようとする市民団体の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として開催日の1か月前までに、別記第1号様式を市長に提出しなければならない。提出先は、障がい保健福祉課とする。

(決定)

第6条 市長は、前条の申し込みがあったときは、その可否を決定し、別記第2号様式により、申込者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、講師等の派遣の受諾の決定をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(結果の報告)

第7条 講師等は、出席した講座の実施内容等について、別記第3号様式により、市長に報告するものとする。

(開催の制限)

第8条 市長は、市民団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講座への参加を受諾しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2) 政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3) その他講座の目的に反するものであるとき。

(開催の変更)

第9条 第6条の規定により講師等の派遣の受諾の決定を受けた申込者は、日時、場所その他申し込み事項に変更があったとき、または講座の開催を取り消すときは、直ちに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、講座の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 障がい者のふれあい交流事業実施要綱

(2) 函館市ノーマライゼーション推進事業実施要綱

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

手話出前講座申込書

函館市長 様

申込日 年 月 日

申 込 者	団 体	所在地	函館市			
		団体名				
	代 表 者	住 所	函館市			
		(フリガナ) 氏 名		電話	—	
			FAX	—		
開 催 日	第1希望	月	日	(曜日)	時 分～ 時 分	
	第2希望	月	日	(曜日)	時 分～ 時 分	
開催場所						
参加予定人数		人				
特に聞きたい点があればお書きください。						
(備考欄)						

別記第2号様式（第6条関係）

手話出前講座講師等派遣（受諾・不受諾）通知書

年 月 日

団体名
代表者 様

函館市長

年 月 日付け申し込みのありました講師等の派遣について、次のとおり（受諾・不受諾）しましたので通知します。

日 時	月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分	
場 所	函館市	
派遣講師等	函館聴覚障がい者協会	
	函館市専任手話通訳嘱託職員	
講座内容		
不受諾の理由		

別記第3号様式（第7条関係）

手話出前講座事業実施結果報告書

年 月 日

函館市長 様

函館聴覚障がい者協会 氏名

函館市専任手話通訳嘱託職員 氏名

手話通訳者 氏名

氏名

手話出前講座事業を実施したので下記のとおり報告します。

実施日時	月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
市民団体名	
実施場所	
参加人数	人
実施内容	
所見	